平成２３年（フ）第１７８号
北海道旭川市永山３条９丁目１番42号　アートハイム101
債務者　渡邊　松代
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８５号
北海道旭川市大町２条４丁目21番地の95　扇コーポ１階１号
債務者　五十嵐みゆき
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８号
栃木県大田原市加治屋95番地453、前住所群馬県桐生市相生町１丁目15番地の95
債務者　水上　武士
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月28日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第８９５号
神奈川県藤沢市南藤沢９番14―103号
債務者　川上　愛
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０９０号
横浜市旭区二俣川２丁目14番地90　カディール二俣川206
債務者　井上　学
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１０４号
横浜市中区伊勢佐木町７丁目155番地３　オリエント伊勢佐木町607号室
債務者　石黒ゆきこ
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１５１号
横浜市旭区若葉台２丁目21番1006号
債務者　加藤利津子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２１３号
神奈川県藤沢市湘南台４丁目15番地の１　ソルブリッサ湘南台201
債務者　甲斐　幸生
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２２０号
横浜市鶴見区寺谷２丁目10番８号　リバーシティ六番館101
債務者　山本　裕行（旧姓越海）
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２３９号
神奈川県大和市上和田181番地１　相鉄コープ３―506
債務者　奥山　智史
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２５８号
神奈川県大和市上和田946番地１　フレンディー桜ケ丘305号
債務者　柏谷　友子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２６８号
横浜市鶴見区馬場５丁目21番33号　コーポスズキ102
債務者　森井　信一
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３５９号
横浜市保土ケ谷区上菅田町1500番地　笹山団地33棟104号
債務者　寺澤　艶子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３６１号
横浜市神奈川区神大寺２丁目９番７―1012号
債務者　小山田琴恵
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３６９号
横浜市金沢区富岡東３丁目15番20―405号
債務者　竹岡　真理
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３８８号
神奈川県高座郡寒川町宮山975番地　６―201号
債務者　小松　健一
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部